



平成30年1月25日

各 位

会社名 夢 展 望 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 濱中 眞紀夫  
(コード：3185 東証マザーズ)  
問合せ先 専務取締役管理本部長 田中 啓晴  
(TEL. 072-761-9293)

### 株式会社パスポートとの業務委託契約締結のお知らせ

当社は、平成30年1月25日開催の取締役会におきまして、当社と同一の親会社（RIZAPグループ株式会社）をもつ株式会社パスポート（以下「パスポート」といいます）との間でパスポートが運営・管理するイーコマース（電子商取引。以下「EC」といいます）サイト（以下「ECサイト」といいます）に関する業務委託契約（以下「本契約」といいます）を締結することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本契約締結の理由

当社はこれまで、ECに特化したアパレル企業として事業を展開し、ECビジネスにおける様々なノウハウを積み上げてまいりました。そして、今期より、このノウハウを用いて、親会社グループをはじめ他社のEC化推進の支援を行うことを新たな収益の柱としていくこととしております。今般、パスポートが昨年11月よりメインブランドを「HAPINS（ハピンズ）」と改め、今後の成長戦略の一環として、同社のECサイトを用い、同社商品のECによる販売を強化することを早期に進めるため、当社がパスポートのEC販売の推進・強化に必要な業務を受託し、ノウハウの一部を共有することについて合意に至り、本契約を締結するものであります。

#### 2. 本契約の内容

- |        |   |  |
|--------|---|--|
| ①概要    | 要 | 当社がパスポートより、同社のECサイトでの商品販売の推進・強化に必要な各種実務作業、コンサルティング業務、販売促進活動等の業務（以下「本件業務」といいます）の委託を受け、これを受託するものであります。 |
| ②相手方   |   | 株式会社パスポート  |
| ③契約締結日 |   | 平成30年1月25日（予定）   |
| ④報酬    |   | 初回報酬約4百万円及び月額報酬（※）<br>（※）実務作業にかかる報酬は業務量により変動し、コンサルティングにかかる報酬についてはECサイトの売上に応じて変動します。                  |

#### 3. 支配株主等との取引に関する事項

当該取引は、当社と同一の親会社（RIZAPグループ株式会社）をもつ会社との取引となり、支配株主その他有価証券上場規程施行規則第3条の2で定める者（以下「支配株主等」といいます）との取引等に該当します。

- ①支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況  
当社は平成29年7月20日に公表したコーポレートガバナンス報告書において、支配株主

との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社は支配株主との間で取引が発生する場合には、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について十分に検討するものとし、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。今般の取引におきましても、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性については、取締役会において検討を行った結果、ECビジネスの支援は、当社が新たな収益の柱として注力している事業であり、本契約を締結し本件業務を受託することは、同分野における新規受注であり、その必要性は高いと判断しており、また、対価に関し、実務作業にかかる報酬については外注費用および子会社の人件費を考慮して定めるとともに、コンサルティング報酬については売上高に応じた設定とし、合理的に定めていることから、少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。

②公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件取引における対価につきましては、本件業務のうちの実務作業を当社の海外子会社及び外注業者に再委託することになるため、海外子会社の人件費や外注業者へ支払う費用を考慮して算定し、コンサルティングの対価についても売上に応じた報酬を受領する契約内容となっており、当社の独立役員である社外取締役2名からも下記③のとおり意見を受領しております。

また、当社の役員である濱中眞紀夫氏、八島隆雄氏は、支配株主等の職員を兼務しているため、当該意思決定等の取締役会の審議及び決議に参加しない事により、利益相反を回避致しております。

③当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主等と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主等と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役2名（石原康成氏、古川純平氏）より、実務作業については、外注費用および子会社の人件費を考慮して算定しており、子会社にあっては、従前より当社のECの業務の一部を委託している分の業務委託料固定費の範囲内で賄うことができることが想定されており、また、コンサルティング業務については、売上に応じた報酬を受領することとなっていることから、当該対価が低額と評価されるものではなく、また、EC分野は、当社の新たな収益の柱として期待されている分野であり、本契約を締結することが少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を頂戴しております。

4. 業績に与える影響

本件による当社の平成30年3月期の業績に与える影響は軽微であります。今後、公表すべき事実が発生した場合は速やかに公表いたします。

以上